

議第 99 号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和 34 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第 19 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 箇月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(届出に係る罰則)</p> <p>第 21 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第 19 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 箇月 <u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年)</u> 以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(届出に係る罰則)</p> <p>第 21 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 19 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分

の保険料については，なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為及びこの条例の施行の際現に交付されている被保険者証に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正等に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。